

地域住民による「地域捕獲団体」 体制によるイノシシ対策 (茨城県 笠間市)

概要

鳥獣被害対策において、捕獲従事者まかせではなく、地域住民自らが積極的に対策を行うことは、地域ぐるみの対策を促進するためにきわめて重要である。

笠間市では、地域の農家を中心に「自分たちの農地は自分たちで守る」という意識から、地域ごとに「地域捕獲団体」を組織して、箱わなによる捕獲をはじめ、防護柵の設置や管理などを行っている。

地域住民が主体となって取り組む対策の先進事例として、調査を行った。

1. 取組に至った経緯

■ 直面した課題と取組の発足

茨城県内では、イノシシによる農作物被害が深刻化しており、平成 20 年度に約 4,000 万円あった被害金額が、平成 29 年度では約 1 億 5,000 万円、平成 30 年度では約 1 億円となっている。平成 20 年度にはおよそ 2,500 頭だったイノシシの捕獲頭数が、平成 30 年度には 9,500 頭へと増加している。この期間、狩猟による捕獲はおよそ 2,000 頭から 4,500 頭と 2 倍以上になり、許可捕獲は 500 頭から 5,000 頭へと 10 倍になっている。イノシシの生息域は、茨城県内で確認されていなかった場所への侵入など、拡大傾向にある。

笠間市においても、イノシシの被害は深刻であり、水稻や栗、ばれいしょなど、様々な農作物が加害されている。笠間市では、平成 20 年頃からイノシシによる農作物被害が顕在化しており、令和元年度における被害金額は約 1,800 万円となっている。このような状況を踏まえ、笠間市では、平成 26 年度 5 月より、猟友会会員を中心に有害鳥獣捕獲に当たる鳥獣被害対策実施隊（25 名体制）を編成した。実施隊を中心として、イノシシの捕獲を市内全

域で実施していたところであるが、イノシシの生息域が年々拡大し、農作物被害が増え続けていた。こうした中で、生産者を中心に、自分たちの農地は自分たちで守るという気持ちが地域の中で芽生え始めた。これをきっかけとして、笠間市は、平成 29 年 12 月から、地域で 5 人以上の団体を組織して箱わなを使った捕獲事業を担う「地域捕獲団体」を補助する制度を新設した。これまで、行政や猟友会に依存していた鳥獣被害対策を、地域住民が主体的に取り組む体制が確立した（図 1）。

起こった事象 対象動物：イノシシ	農林水産物被害の拡大／森林、自然環境の破壊／交通事故多発 被害状況の把握 ・イノシシ被害の顕在化 ・農業従事者へ被害状況調査を実施 ・情報を元に捕獲や対策を実施 鳥獣被害対策実施隊（25名体制）を編成 地域捕獲団体の設立 ・地域の生産者中心の組織 ・自分たちの農地は自分たちで守るという意識 ・地域団体同士での助け合い									
時期(年度)	H20年度 H26年度 H29年度 H30年度 令和1年									
対応個人	・農家個人での対策 ヒアリングを実施した上郷地区 ・地域捕獲団体との協働 ・防護柵設置や山林の管理									
関係行政、組織の動き 市町村担当部署	・実施隊を編成 ・猟友会を中心とした25名体制 ・箱わな、くくりわな、巻き狩り ・地域捕獲団体の設立と補助 ・各団体に10万円の活動補助金 ・各団体に3基の箱わな ・連絡協議会を設立									
その他										

図 1. 笠間市の鳥獣被害対策に関する年表

2. 実施体制

■ 笠間市地域捕獲団体の実施体制について

笠間市では、わな猟免許取得者を含む 5 人以上の地域住民で箱わな捕獲を行う地域捕獲団体が、令和元年度時点で 45 団体組織されている（図 2）。各団体には、活動費として毎年

10 万円を補助するほか、箱わなの貸し出し（3 基/団体）も実施している。加えて、イノシシ捕獲の支援策としてわな猟免許取得補助や 1 頭当たり 5,000 円の捕獲補助金を交付している。令和元年度からは、埋設、ゴミ処理場での焼却などのイノシシ処分に 5,000 円の補助金を交付している。

地域捕獲団体は、わな猟免許を取得した方が中心になって箱わなの設置やエサ管理、見回りを実施している。他の団体員は交代でエサ管理や見回りを担当している。ヒアリングを実施した笠間市上郷地区のケースでは、各団体の班長は本業である仕事を持つ方が多く、朝の出勤前に箱わなの見回り等、地域捕獲団体の活動を行っている。

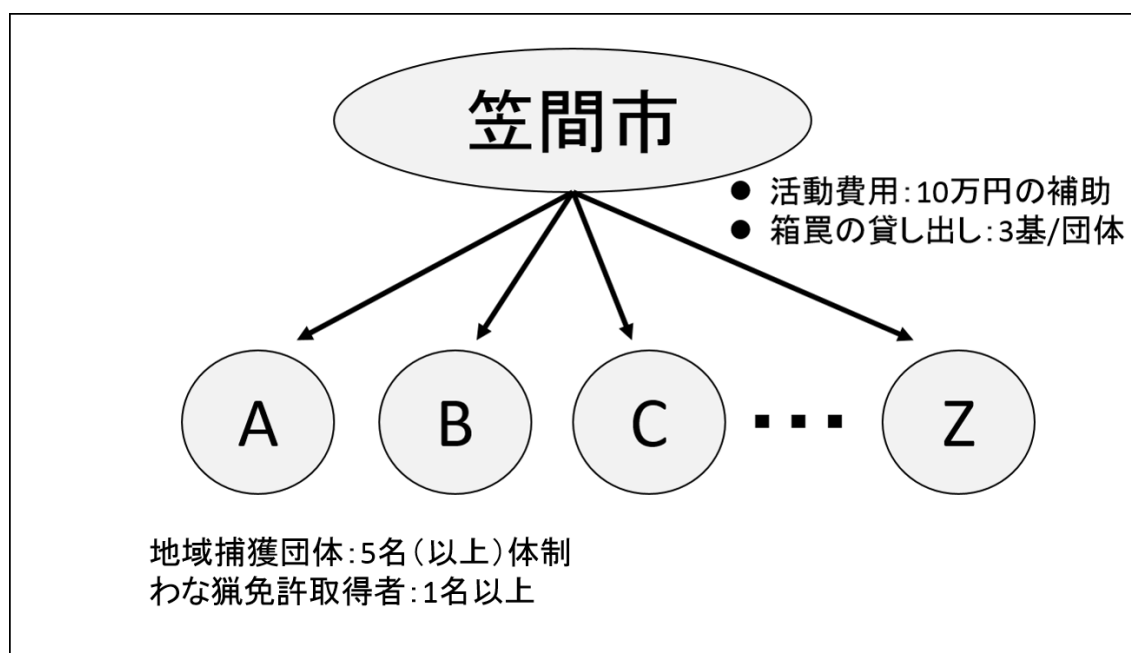


図 2. 笠間市地域捕獲団体の組織図

3. 具体的な取組の内容

■ 地域捕獲団体の取組

地域捕獲団体は、それぞれの団体で、構成員の農地を中心に箱わなを仕掛けてイノシシの捕獲を実施している。稼働している箱わなの数は、団体ごとに様々であるが、市が貸し出している 3 基の他に、自分たちで用意している団体もある。また、活動費用として 10 万円が補助されており、ここから箱わなのエサ代や、見回りの際の燃料費を捻出している。ある団

体では、出荷されなかったサツマイモを入手して、エサとして用いているケースもあった。また、新しく組織された地域捕獲団体に対し、既存の団体が捕獲技術を指導することもある。止めさしや解体処分など、経験を必要とする場面で、各団体がそれぞれ助け合いながら活動している（図 3）。

ヒアリング調査をした上郷地区の例では、地域捕獲団体はイノシシの捕獲だけでなく、地域の被害対策の場面でも中心的な役割を担う場合がある。例えば、防護柵設置の際に、地域捕獲団体が主体となる場合や、緩衝帯などの森林整備の際に、積極的にボランティアとして参加する場合もある。鳥獣被害の対策では、集落ぐるみの対策が必要不可欠である。その中で地域捕獲団体は、総合的な対策の中心として活躍する場面が多い（図 4， 5）。



図 3. 複数の地域捕獲団体が協働して箱わな設置の勉強会を実施



図 4. 地域におけるイノシシ用の防護柵の設置



図 5. 設置が完了したイノシシの防護柵

■ 地域の工夫

笠間市の地域捕獲団体の特徴として、地域の生産者が中心となり、捕獲事業を実施していることが挙げられる。鳥獣の被害対策では、被害防除や生息地の管理をそれぞれの地域住民が担い、捕獲に関しては猟友会を主とした鳥獣被害対策実施隊が担当するケースが多い。その中で、笠間市の地域捕獲団体は、実施隊とは別に、農地に出没するイノシシ加害個体の捕獲を重点的に活動している。自分たちの農地は自分たちで守るという、自助の意識が形成されている。上郷地区のケースでは、既存の地域捕獲団体が新しく組織された団体の手伝いを行うなど、共助の意識も強い。鳥獣被害対策の実施は、地域にとって負担になるものであるが、何とか継続できるような取組を取り入れ、地域団体同士の交流を増やしている。

4. 現在の成果、実施

■ これまでの成果

笠間市における平成 29 年度のイノシシの捕獲頭数は 410 頭で、内訳は鳥獣被害対策実施隊が 119 頭、地域捕獲団体が 29 頭、一般狩猟者（鳥獣被害対策実施隊員を含む）が 262 頭であった。平成 30 年度には、イノシシの捕獲頭数は 876 頭に上り、この内、地域捕獲団体は 534 頭と捕獲数が飛躍的に伸びている。令和元年度（平成 31 年度）は、1 月の段階で全捕獲頭数がすでに 900 頭に達しているようだ。

地域捕獲団体の組織数も増加傾向にある。地域捕獲団体が出来た初年度（平成 29 年度）は 15 団体だったのに対して、平成 30 年度は 35 団体、令和元年度（平成 31 年度）は 45 団体となっている。組織数が増加しているのは、市町村がトップダウン式に指示しているわけではなく、地域の生産者が中心となり、自分たちの暮らしに危機感を抱いて、地域捕獲団体を組織するボトムアップによるものが多いと言う。また、補助制度については新設時に周知等の PR はしたものの、多くが隣の地区からの口コミで広まっている。自分たちの農地は自分たちで守るという気持ちによって、地域団体が広まっている。46 の地域捕獲団体が組織された事によって、市内の中山間地域の大半をカバーできる仕組みとなった。地域ぐるみの活動のため団体への信頼は厚く、「住民から市役所へのイノシシ対策の問い合わせが減少し

ている」と同市農政課は評価している。

また、笠間市では平成 30 年 2 月に、地域捕獲団体の連携や情報交換を目的とした連絡協議会を設立している。この際、合同会社 AMAC を講師としてイノシシの捕獲、止め刺し、解体等に関する勉強会を実施した。

5. 抱えている課題と今後の展望

■ 地域捕獲団体の連携

現在、笠間市では 45 の地域捕獲団体が組織され、今後も増加していく見込みである。課題としては、それぞれの地域捕獲団体での連携や情報交換が少ない事が挙げられる。隣り合った地区で、地域捕獲団体が組織されている場合は、自前で勉強会や相談をしながら、イノシシの捕獲を進めているが、今後はより多く、団体同士が連携していくことが期待されている。

■ 捕獲に関する要望

現状は箱わなを用いてイノシシを捕獲しているが、スレ個体が生じている可能性がある。地域捕獲団体は箱わな、鳥獣被害対策実施隊は箱わなとくくりわなで許可を分けているが、一部の地域捕獲団体からは、くくりわなの使用を許可してほしいという意見も出ているそうである。

■ 地域への周知

現状は危機意識を持った農業生産者を中心とした地域住民が、地域捕獲団体を組織している。しかし、鳥獣被害の問題は、生産者だけの問題ではない。地域捕獲団体の方々はイノシシが集落に侵入することにより、人身被害が発生する事を危惧している。生産者以外の住民へ、どのように鳥獣被害の現状や実施すべき対策を伝えていくかが、大きな課題となっている。

6. 調査対象／団体の所在地に関する概要

■ 対象となる団体が活動している地域に関する情報

茨城県笠間市は、茨城県中部の県央地域に位置する市である（図 6）。古くから、日本三大稲荷に数えられる笠間稲荷神社の門前町として、また笠間城の城下町として栄えてきた。近年では、笠間焼の生産地として、観光業が盛んである。約 300 人の陶芸家の窯元やギャラリーが点在する芸術の街でもある。笠間市の人口は、平成 12 年の 82,358 人をピークとし、その後減少傾向にある。平成 27 年には 76,739 人となり、平成 22 年と比較すると 3.4%の減少となっている。令和元年は、人口が 74,481 人で男性 36,477 人、女性 38,004 人となっている。一方で、世帯数は増加の一途をたどっており、平成 27 年には 28,202 世帯数となっている。笠間市の気候は、最高気温が 35.8℃、最低気温が－8.3℃、降水量が 1,159mm（平成 29 年度）となっている。笠間市の土地利用の変化をみると、平成 18 年から平成 30 年にかけて、水田と畑、山林の面積が減少している。一方で、宅地面積は増加傾向にある（図 7）。

笠間市の農地では、水稻のほか、畑では栗、大根、花きの生産が盛んであり、県内でも 1, 2 位の経営体数となっている。特に、栗は栽培農家数が 910 戸、栽培面積が 564ha であり、全国 1 位となっている。毎年、9 月下旬から 10 月上旬にかけて、新栗まつりが開催されている。経営耕地の面積は 369,381a（県内 11 位）となっており、田面積が 215,046a（県内 12 位）、畑面積が 83,113a（県内 14 位）、樹園面積が 71,222a（県内 2 位）となっており、茨城県内でも有数の果樹類の生産地となっている。



図 6. 茨城県笠間市の位置

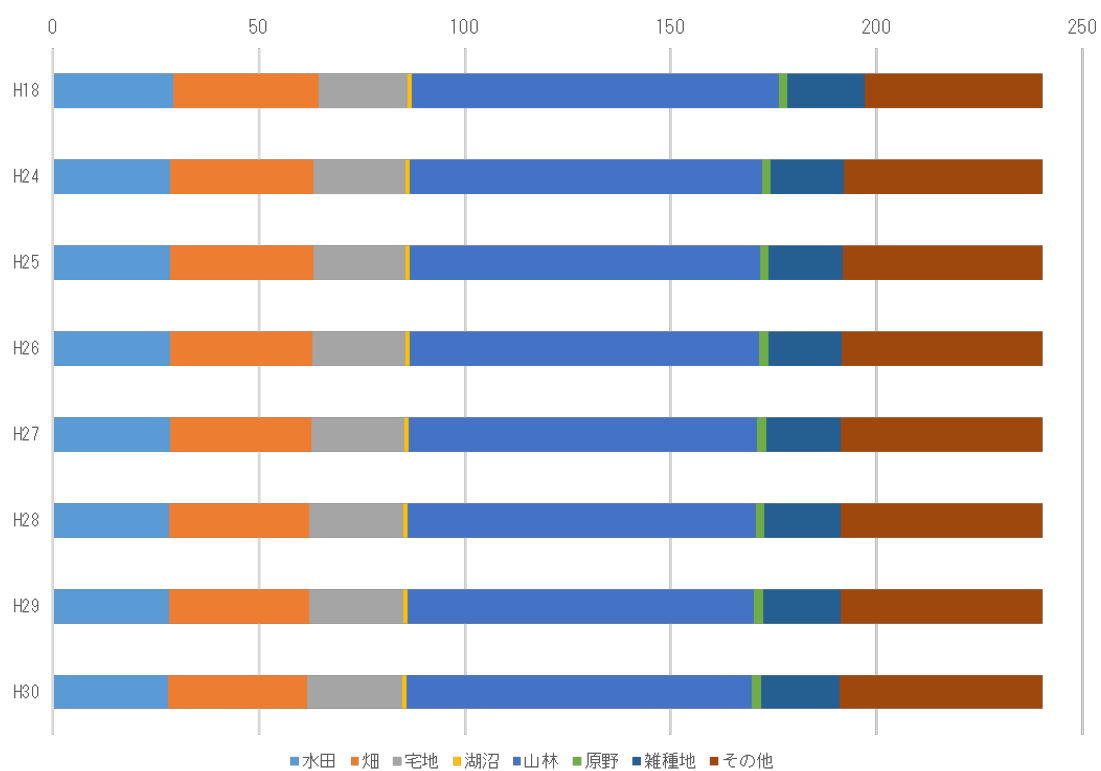


図 7. 茨城県笠間市の地目別土地面積

7. 引用文献

- 1) 笠間市の概要 : <https://www.city.kasama.lg.jp/index.html> (2020 年 1 月 29 日アクセス)
- 2) 笠間市統計情報 : <https://www.city.kasama.lg.jp/page/dir000328.html> (2020 年 1 月 29 日アクセス)
- 3) 笠間市統計協会. 2018. 平成 30 年度版 統計かさま. 笠間市.